許可番号　０３１２４２１２８６１

産業廃棄物処分業許可証

住　　所　　鳥取県境港市昭和町５番地１７
氏　　名　　株式会社サンライズさんこう
　　代表取締役　安達　賢

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事　　平井　伸治

許可の年月日　　令和　６年１２月２６日
許可の有効年月日　　令和１１年１２月２５日

１．事業の範囲

	産業廃棄物の種類	中間処理		
		選別	破砕	乾燥
(1)	燃え殻	－	－	○
(2)	汚泥	○	○	○
(3)	廃油	○	－	－
(4)	廃酸	○	－	－
(5)	廃アルカリ	○	－	－
(6)	廃プラスチック類	○	○	○
(7)	紙くず	○	－	○
(8)	木くず	○	－	○
(9)	繊維くず	○	－	○
(10)	動植物性残さ	－	－	○
(11)	ゴムくず	○	－	－
(12)	金属くず	○	○	－
(13)	ガラスくず等	○	○	－
(14)	がれき類	○	－	－

・以上１４品目、いずれも特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。
・中間処理（選別）の(2)、(3)、(4)及び(5)にあっては廃プラスチック類、紙くず、金属くず又はガラスくず等のいずれかとの混合物に限る。
・中間処理（選別）の(6)、(12)及び(13)にあっては自動車等破砕物を除く。
・中間処理（破砕）の(2)にあっては廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）に限る。
・中間処理（破砕）の(6)、(12)及び(13)にあって、別紙２（２）の施設で処理するものは廃蛍光管（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）に限る。

（備考）
・「○」は取り扱うことができるもの、「－」は取り扱うことができないものを示す。
・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

２．事業の用に供するすべての施設
別紙のとおり

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和　６年１２月２６日　更新許可
令和　８年１０月２７日　変更届（代表者の変更）

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　有　・　無

別紙

２．事業の用に供するすべての施設

（１）施設の種類：選別施設

設置場所	鳥取県境港市潮見町２番２	
設置年月日	令和元年１１月５日	
処理能力	２４m^3／日（３m^3／時間×８時間／日）	
保管施設	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類	保管容量３３m^3（保管面積１２．１m^2）

（２）施設の種類：廃蛍光管の破砕施設

設置場所	鳥取県境港市潮見町２番２	
設置年月日	令和３年３月３日	
処理能力	３．１２トン／日（０．３９トン／時間×８時間／日）	
保管施設	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（廃蛍光管）	保管容量９．２５m^3（保管面積４．６８m^2）

（３）施設の種類：汚泥、廃プラスチック類、金属くずの破砕施設

設置場所	鳥取県境港市潮見町２番２	
設置年月日	令和５年５月８日	
処理能力	汚泥	２．４５トン／日（０．３０６トン／時間×８時間／日）
	廃プラスチック類	１．５４トン／日（０．１９３トン／時間×８時間／日）
	金属くず	２．６２トン／日（０．３２８トン／時間×８時間／日）
保管施設	汚泥、廃プラスチック類、金属くず	保管容量５．２m^3（保管面積６．２４m^2）

（４）施設の種類：汚泥及びその他の産業廃棄物の乾燥施設

設置場所	鳥取県境港市潮見町２番２	
設置年月日	令和６年８月１日	
処理能力	２．４トン／日（０．３トン／時間×８時間／日）	
保管施設	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ	保管容量２．０m^3（保管面積３．０m^2）